

Gunma Flower Park+ PR 広告業務 仕様書

1 業務の名称

Gunma Flower Park+ PR 広告業務

2 業務の目的

本年秋にリニューアルオープンを予定している Gunma Flower Park+ について、当施設を知らない日本全国・外国の方々に向けて、施設のコンセプトや完成イメージ、リニューアルオープン後の園内の様子などの情報発信や広告宣伝により当施設の魅力を伝えることで、施設の認知や観光利用者数の増加を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 本業務のメインターゲット及びコンセプト

(1) メインターゲット

県内周辺の子育て世代、自然好きのカップル・夫婦、東京近郊からの観光客

(2) コンセプト

本施設は、「ENJOY！花とあそぶ」をコンセプトに、花をただ見るだけではなく、五感で感じる花や自然との「あそび」を体験できる体感型施設へと今秋リニューアルする。

プロモーションのコンセプトは、花や自然との遊びを通して、老若男女すべての世代に、緑とぐんまを好きになってもらえる施設であることが伝わることとする。

また、園内で提供する群馬の恵みを取り入れた食事、群馬県ならではのお土産品やクラフト品、失われた生物多様性を守り、回復させていくネイチャーポジティブ活動などを通して、おもてなしの心や自然と人とのつながり、温かさといった群馬の

魅力をトータルで紹介できるものとし、広告を見た視聴者を「行ってみたい」と印象付ける内容であるものとする。

参考：Gunma Flower Park＋ホームページ(<https://www.flower-park.jp/>)

5 業務内容

(1) プロモーション手法の企画および実施

業務の目的やメインターゲット、コンセプト等を十分に理解し、当施設のホームページや SNS とのイメージの差異が起こらないよう注意を払いながら、最適なプロモーション手法を提案・実施する。

【具体的な業務】

・オープン前後3か月(計6か月)のPR計画の策定及び広告出稿検討における広告効果予測を含めた媒体調査書・見積書の提案

※紙媒体、マスメディア、ソーシャルメディア、インフルエンサーマーケティングなど幅広いジャンルで効果的かつ効率的な企画提案を行うこと。

※プロモーションの実施にあたっては、提案を基に委託者と協議・調整を行い、出稿先を決定する。

・広告出稿費用の支払い

・広告出稿用データの準備・作成、文章執筆

・入稿作業

・入稿後の管理

※校了前に、委託者の確認をとること。

・分析レポートの作成

(2) 成果物

(ア) 分析レポート

※分析項目については、委託者と協議・調整のうえ、決定すること。

(イ) 著作物(広告出稿データを含む)

※再編集可能なデータで提出すること。デザインデータは、Adobe ソフトを用いてデータを作成し、提出すること。

※広告出稿に使用した画像、写真、文章等の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)はすべて県に帰属するものとする。また、受託者は成果物に係る著作権者人格権を将来にわたって一切公使しないものとする。

6 実施体制等

- (1) 業務性質を鑑み、適任者を配置すること。
- (2) 業務従事者を明記した体制を示す書類を委託者に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。
なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

7 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- (1) 業務完了年月日および各種業務に要した期間・実施内容等
- (2) その他、本業務に関連するもので委託者が指示する内容等

8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、委託者と連絡を密にとりながら誠実に履行することとし、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) 本業務により知り得た内容は、この事業の目的以外に使用してはならない。また、承諾なしに第三者に開示してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (4) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、委託者の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。
- (5) 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な運営に努めること。